



APO_社労士通信

改正労働基準法② 代替休暇と時間単位年休の付与

1. 代替休暇

月 60 時間を超える法定時間外労働に対し、使用者は 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払うよう法改正されたことは第 22 号でお知らせしましたが、過半数代表者等と労使協定を締結し、引上げ分の割増賃金の支払に代えて有給の休暇（以下、「代替休暇」とします。）を与えることができます。また、代替休暇を取得するか割増賃金の支給を受けるかは労働者の意思によって決定されますので、注意が必要です。労使協定で定める事項は表の通りです。

| 労使協定項目 | 協定内容 |
|-------------------------|---|
| ①代替休暇の時間数の具体的な算定方法 | 代替休暇の時間数の算出方法： 代替休暇の時間数＝（1ヶ月の法定時間外労働時間数-60）× 換算率* *換算率＝代替休暇を取得しなかった場合の割増賃金率（例：150%） －代替休暇を取得した場合の割増賃金率（例：125%）⇒（例：25%） |
| ②代替休暇の単位 | 代替休暇の単位は 3 通りのいずれか：1 日/半日/1 日または半日 |
| ③代替休暇を取得できる期間 | 法定時間外労働が 60 時間を超えた月の末日から 2 ヶ月以内 |
| ④代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日 | 協定例：代替休暇を取得する場合は、毎月月初から 5 営業日以内に、所属マネージャーを経由して人事部に申し出ることとする。 |

2. 年次有給休暇の時間単位での付与（以下、「時間単位年休」とします。）

過半数代表者等との間で労使協定を締結し、前年からの繰越分も含めて年 5 日を限度に、年次有給休暇を時間単位で付与できます。労使協定で定める事項は表の通りです。

| 労使協定項目 | 協定内容 |
|---------------------------|---|
| ①時間単位年休の対象労働者の範囲 | 一部の労働者を対象外にすることもできますが、育児を行なう労働者に限るといように、取得目的等によって対象範囲を決めることはできません。 |
| ②時間単位年休の日数 | 前年度からの繰越しを含めて 5 日以内 |
| ③時間単位年休 1 日の時間数 | 1 日の年休を何時間とするかを定めます。この際、1 時間に満たない端数は切上げる必要があります。（例：所定労働時間 7 時間 30 分で 5 日分の時間単位年休⇒8 時間に切上げ 8 時間×5 日＝40 時間分となります。7 時間 30 分×5 日＝37 時間 30 分を切り上げた 38 時間分ではありません。） |
| ④1 時間以外の時間を単位とする場合にはその時間数 | 2 時間、3 時間等を単位として付与することも可能です。（1 時間を単位とし、上記②の日数を 5 日とすると、最大 40 回時間単位年休を取得することが可能となります。） |

「代替休暇」および「時間単位年休」に関する労使協定は、様々なバリエーションで作成することが可能です。しかし、労使協定の内容をあまり複雑にし過ぎると、勤怠管理や給与計算が煩雑になるという難点もあるので、労使協定作成の際には事前に十分な検討を重ねることが大切です。



知っておきたいミニ知識(労働基準法)

第 23 回 平均賃金とは

平均賃金とは、原則として事由の発生した日以前 3 ヶ月間に、その労働者に支払われた賃金総額を、その期間の総日数（暦日数）で除した金額です（労働基準法第 12 条）。賃金総額とは現実に支払われている賃金だけでなく、支払われていないものであっても事由の発生した日に既に債権として確定している賃金（未払賃金等）を含むと解されています。

■ 平均賃金の計算はこんなときに使われます。

- 30 日前の予告をしないで解雇する場合に支払われる予告に代わる手当（解雇予告手当）：平均賃金の 30 日以上
- 使用者の責めに帰すべき事由により休業する場合に支払われる休業手当：1 日につき平均賃金の 6 割以上
- 年次有給休暇を取得した日について平均賃金で支払う場合の賃金
- 労働基準法に定める災害補償（休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭料、打切補償）を支払う場合の算定基礎
- 減給制裁の制限額：1 回の額は平均賃金の半額まで、数次の制裁をする際は支払い賃金総額の 1 割まで

■ 賃金締切日がある場合の起算日

平均賃金はこれを算定すべき事由の発生した日の前日から起算しますが、賃金締切日がある場合には、算定事由の発生した日の直前の賃金締切日から起算します。なお、賃金締切日が毎月月末と定められていた場合において、例えば 6 月 30 日に算定事由が発生したときは、直前の締切日である 5 月末日より遡って 3 ヶ月の期間を取って平均賃金を算出します（昭 24. 7. 13 基収第 2044 号）。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO_社会保険労務士法人 本田和子 / 望月伸恵 / 三浦俊彦 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町 1-18 飯田橋ビル 7F 電話 03 (5228) 1820 FAX 03 (5228) 1830

ホームページもご覧下さい。
<http://www.apoutsourcing.jp/>